

# 坂上大宿彌田村麻呂考

板 橋 源

A Study on Sakanoue-Ōsukune-Tamuramaro

Gen ITABASHI

	目	次
I	は し が き	③ 次
II	関 歴	④ 次
III	関係古文献	⑤ 次
	(1) 田邑麻呂伝記	⑥ 次
	(2) 坂上系図	⑦ 次
	(3) 坂上系図別本	⑧ 次
	(4) 続日本紀	⑨ 次
	(5) 日本後紀	⑩ 次
IV	征夷開拓経営大要	⑪ 次
	① 次	⑫ 次
	② 次	V 田村麻呂の征夷開拓経営

## I は し が き

坂上大宿彌田村麻呂は東北地方開發上の功勞者として著名であることは周知のところである。従つてその伝も夙くから嵯峨天皇の御撰といひ伝えられている「田邑麻呂伝記」をはじめとして水戸の大日本史以下数々あるが、既に先人が「田村麻呂の事蹟は茫然として捕へ難いやうである」<sup>1)</sup>と嘆じている如く、必ずしも明確でない点がある。

本稿は、田村麻呂に関する確実な史料を一応整理してその関歴を詳述し、併せて蝦夷征討開拓期における辺境諸施策の進捗過程を田村麻呂の事績との関係において考究したものである。

## II 関 歴

田村麻呂が歿したのは嵯峨天皇の弘仁2年5月丙辰(23日)であつて年令は54であつた。54年間の関歴を詳述するにあつて、便宜上先ず要点を摘記すると第1表の如くである。

第1表 田村麻呂関歴年表

天皇	年号	紀元	田村麻呂 年令	関 歴	文 献
淳 仁	天平宝字 2	758	1	出生、苅田麻呂の二男 ○ 祖父犬養正4上, 77才 ○ 父苅田麻呂(位階不見)21才	補任, 伝 統紀天平 勝宝8・5, 逆 算

1) 大森金五郎, 武家時代之研究, 第1卷, 275頁.

"	"	7	763	6	○ 正月祖父為大和守	統 紀
称 徳	"	8	764	7	○ 9月父坂上忌寸を坂上大忌寸と賜姓 ○ 12月祖父卒, 年83 (正4上大和守)	" "
"	天平神護 元		765	8	○ 正月苅田麻呂為勲2等	"
"	"	2	766	9	○ 2月苅田麻呂功田20町	後紀延暦 16・2
"	神護景雲 2		768	11	○ 10月苅田麻呂叙従4上	統 紀
光 仁	宝 龜 元		770	13	○ 8月苅田麻呂, 道鏡の奸計告上により叙正4下 ○ 9月苅田麻呂為鎮守府將軍	" "
"	"	2	771	14	○ 閏3月苅田麻呂為中衛中将兼安芸守	"
"	"	11	780	23	為 将 監 (近衛)	補 任
桓 武	天 応 元		781	24	○ 4月苅田麻呂叙正4上	統 紀
"	延 暦 4		785	28	○ 2月苅田麻呂叙従3 ○ 6月坂上大宿禰と賜姓 11月正6上より叙従5下 <sup>①</sup>	" " 統紀, 補任
"	"	5	786	29	○ 正月苅田麻呂薨, 年59	統 紀
"	"	6	787	30	3月兼内匠助 9月任近衛少将, 内匠助如故	統紀, 補任 統紀, 補任
"	"	7	788	31	6月為兼越後介, 内匠助如故 <sup>②</sup>	統 紀
"	"	9	790	33	3月為兼越後守, 内匠助如故 <sup>③</sup>	統紀, 補任
"	"	10	791	34	正月百濟王俊哲と共に東海道にいたり軍士を簡閲し戎具を檢す, 征夷のためなり 7月征夷大使大伴弟麻呂の副使となる	統 紀 "
"	"	11	792	35	3月為従5上	補 任
"	"	12	793	36	2月辭見征途に上る	紀 略
"	"	13	794	37	6月蝦夷征討	"
"	"	14	795	38	2月為兼木工頭 2月叙従4下	補 任, 伝 補 任
"	"	15	796	39	正月陸奥出羽按察使兼陸奥守 10月為兼鎮守將軍	" 補任, 後紀
"	"	16	797	40	11月任征夷大將軍	紀略, 補任

"	"	17	798	41	閏5月叙従4上 7月私宅を襲ら渡して清水寺を草創す	補任 吾妻鏡, 略記, 縁起
"	"	18	799	42	5月任近衛権中將	補任
"	"	19	800	43	11月諸国の夷俘を檢校す	類史, 紀略
"	"	20	801	44	2月節刀を賜う 9月夷賊討伏を奏申 10月節刀を進む 11月功により叙従3位 <sup>④</sup> 12月転中將, 征夷大將軍按察使陸奥守如元 11月非參議となる (此歳叙勳2等か)	紀略 " " 紀略, 補任, 伝 補任 "
"	"	21	802	45	正月造陸奥国胆沢城使となる 正月度者1名を賜はる 4月夷酋等500余人の來降を言上す 7月夷酋を従えて上京 7月百官表を抗して蝦夷平定を賀す 8月夷酋の助命を言上するも容れられず 此歳胆沢城を造り終る	紀略 類史 類史, 紀略 紀略 " "
"	"	22	803	46	3月造志波城使として辞見 7月為刑部卿, 此歳志波城を造り終る	紀略 補任, 伝
"	"	23 <sup>⑤</sup>	804	47	正月任征夷大將軍 5月為造西大寺長官 8月和泉摂津に行宮地を定めるため派遣される 10月蘭生野の獵に供奉	後紀 補任 後紀 "
"	"	24	805	48	6月任參議, 征夷大將軍近衛中將按察使造西大寺長官如元 10月愛宕郡清水山寺の地を賜う 11月桓武天皇の皇子坂本親王加冠に當り衣被を賜う	後紀, 補任, 伝 縁起 後紀
平城大同元			806	49	3月桓武天皇崩御, 哀慟の皇太子を扶けて殿を下る 4月藤原雄友に従つて誅を奉ず 4月任中納言 <sup>⑦</sup>	後紀 " 後紀, 補任

					4月叙勲2等 <sup>⑥</sup> 4月為兼中衛大将	補任 後紀, 補任
"	"	2	807	50	4月改中衛大将為右近衛大将, 按察使征夷大将軍如元 8月為兼侍從, 大將軍等兼官如元 11月為兼兵部卿, 大將軍等兼官如元	補任 " "
嗟 峨	"	4	809	52	3月叙正3位 <sup>⑧</sup>	後紀, 補任
"	弘 仁 元		810	53	9月上皇藥子に乗ぜられ重祚を凶り平城遷都を擬し, 造宮使となす. 9月天皇は上皇に対抗上, 大納言に任じ朝廷方に拘束す. 9月文室綿麻呂の冤罪を奏請し裁可さる.	後紀 補任, 後紀, 水鏡 後紀
"	"	2	811	54	正月渤海使を朝集院に饗す 5月丙辰(23日)薨 時に年54 5月27日贈從2位 同日葬山城国宇治郡栗栖村 10月山城国宇治郡の地3町を墓地に賜う 是歲桓武天皇第12皇子の射技をみて嘉躍す	" 後紀, 紀略, 伝 紀略, 補任, 伝 補任, 伝 伝 後紀, 縁起 文 実

備考

本表文献欄にあげた略称は次の如くである。

補任	公卿補任
伝	田邑麻呂伝記
続紀	続日本紀
後紀	日本後紀
紀略	日本紀略
略記	扶桑略記
類史	類聚国史
縁起	清水寺縁起所収官符
文実	文徳実録

第1表を先ず最初に掲げたのは、2つの理由があるからである。第1は田村麻呂の閏歴を正確に考究するために諸史料をみると、月日の一致しないものがある外に年の一致しないものもある。これらの点を考証しておくことが、後に田村麻呂の伝記を述べる事前作業として必要であるからである。第2の理由は田村麻呂時代の蝦夷征討開発状況を正確に理解するためにも、その重要な役割を果たした田村麻呂の閏歴を正確にしておくことが必要であるからである。

そこで、次節において田村麻呂の参与した蝦夷征討開発の事績を述べる前に、やや煩瑣にわたるが第1表について考証を必要とする年紀・月日等の問題に触れることにする。

① 延暦4年、田村麻呂は正6位上から従5位下にすすんでいる。続紀はその月日を11月丁巳としているし、補任は11月癸巳としていて両者が一致しない。この月の朔は癸巳であるから続紀は25日、補任は1日ということになる。25日と1日とではどちらが正しいか検討してみると、続紀の25日が正しい。補任は誤っている。

その理由を述べてみよう。統紀によれば、11日丁巳詔して安殿親王(平城天皇)を皇太子となし天下に大赦し賑恤を加え紀古佐美以下の廷臣12名に叙位を行つている。この廷臣のうちに田村麻呂の名もみえるし、12名の人物のうち正史並びに補任によつて叙位の日を調査してみると、丁巳の叙位であることに間違えはない。しかるに補任は田村麻呂の叙位5位下の日を癸巳朔と誤つたのは、統紀によれば癸巳朔にも叙位の記事がみえているので、それで彼我を誤つたのではあるまいか。統紀では癸巳にも叙位の記事は見えていにはいるが、しかし石川垣守唯1人の叙位だけである。垣守はこの日従4位上から正4位上にすすめられているが、これは7月の人事異動の際宮内卿になつてゐるし、そして宮内卿の相当官位は従4位でなくて正4位であるから別に昇叙になつたものであらう。

② 延暦7年、田村麻呂は兼越後介になつている。統紀はその月日を6月壬寅(26日)としているし、補任は6月甲申(8日)としている。統紀や補任について6月中の人事異動を調査してみると甲申にも壬寅にも小異動があつたので、そして田村麻呂の兼越後介就任の日はどちらであつたのか決定すべき傍証も見当らないので、統紀と補任とのいずれが是とも決定しがたい。

③ 延暦9年、田村麻呂は兼越後守になつている。統紀も補任も共に、その月日を6月丙午としているのに、ひとり田村麻呂伝記のみは年紀において全く異つた記載をしている。即ち「延暦14年征夷將軍正4位下近衛中将越後守」とあつて、延暦14年のこととしている。これは伝記の誤りである。

そもそも「延暦14年征夷將軍正4位下近衛中将越後守」という記事には矛盾が多々ある。その点を指摘すると次の如くである。第1点、田村麻呂が征夷將軍のうちの副將軍(正しくはこの時は副使といつたのであるが)になつたのは延暦10年であるし、征夷將軍のうちの大將軍に初めてなつたのは延暦16年であるから、伝記のいう征夷將軍をいかように解釈しても延暦14年という年紀とは合致しない。第2点、田村麻呂の位階は延暦14年には正4位下ではない。14年2月に初めて従4位となり、従4位上になつたのは17年である。そして征夷軍功により20年に従4位上から3階を躍昇して従3位になつたのである。第3点、田村麻呂が近衛中將になつたのは延暦20年頃というのが正しく、18年に始めて権中將になつているのであるから、ましてやそれより以前に中將になつた筈がない。以上の如く伝記が延暦14年にかけて記載してある文はあまりにも矛盾が多いので、錯簡したものと考えられるのである。従つて、伝記のこの文は採用しがたい。

④ 延暦20年、田村麻呂は軍功により従3位になつた。補任も紀略も共にその月日を11月乙丑としてある。しかるに日本後紀弘仁2年5月条の田村麻呂伝には「延暦23年拜征夷大將軍、以功叙従3位」とあつて従3位に叙したのは23年に征夷大將軍になつてから以後のことであるような文章表現である。思うに後紀のこの文の23年というのは20年の誤りであつて、3は衍字であらう。その理由を次に述べることにする。

田村麻呂が従3位になつたのは、延暦20年であることは補任にみえてゐるばかりでなく、紀略にはその事情について詔を摘引して委曲をつくして述べているので明らかである。即ち「延暦20年11月乙丑、詔曰、云々、陸奥国<sub>乃</sub>蝦夷等、歴代涉時<sub>天</sub>、侵乱辺境、殺略百姓、是以従4位上坂上田村麻呂大宿禰等乎遣<sub>天</sub>、伐平掃治<sub>之</sub>年流<sub>天</sub>云云、田村麻呂授従3位已下授位」とある。さて田村麻呂が征夷大將に拜したことは3度ある。最初は延暦16年であり、次は同20年2月節刀を賜つたときであり、そして第3回目には後紀が記載している如く同23年正月である。但し、後述する如く第3回目、即ち23年に征夷大將軍を拜した時には遂に征戦のことが行われなかつたばかりでなく、田村麻呂自身も現地に赴いた明証がない。そして翌24年には朝議において征戦可否の大激論があり、遂に中止と決定したのである。従つて延暦23年以後軍功によつて従3位を授けられたということはあ

りえないことである。更にいうならば、後紀によつて後紀弘仁年5月条の文の誤りであることを指摘することができるのである。それは、後紀が散逸する以前に後紀によつて文をなした類聚国史によつて、次の2つの証拠をあげることができる。

○延暦21年正月丁丑条、賜……近衛中将従3位（傍線板橋）坂上大宿禰田村麻呂……等各度1人  
〔187度者条〕

○延暦21年4月庚子条、造陸奥国胆沢城使陸奥出羽按察使従3位坂上大宿禰田村麻呂等言……  
〔190俘囚条〕

故に従3位になつたのは23年以後ではなくて、20年である。

⑤ 田村麻呂伝記は「同23年正月補陸奥出羽按察使」とのべて延暦23年に按察使になつたことを特記しているが、補任によれば15年に既に任ぜられている。少くとも19年には按察使になつていたことは類聚国史 190俘囚条に「征夷大將軍近衛権中将陸奥出羽按察使従4位上兼行陸奥守鎮守將軍坂上大宿禰田村麻呂」とみえ、紀略にも全く同様なことがあり、翌20年にも補任は「征夷大將軍按察使陸奥守如元」と記し、21年にも類聚国史には「造陸奥国胆沢城使陸奥出羽按察使従3位坂上大宿禰田村麻呂」とあり補任にも「按察使」と特に注記してある。越えて22年にも補任は「陸奥出羽按察使」と注記してあるので、23年以前において既に按察使になつていたことは確実である。更にいうならば、按察使は令外官であつて、しかも任限がないのであるから、23年に任期が満ちて更に重任したとも解することはできないのである。故に第1表においては、伝記の記載を棄て補任初見の15年をもつて按察使就任の年とした。

⑥ 補任は田村麻呂の勲2等になつた時を延暦25年（大同元年）であるとして「中納言。4月14日任、同日勲2等」と記している。しかるに後紀には、この事は全くみえない。却つて23年8月条と24年6月との2ヶ所に「勲2等坂上大宿禰田村麻呂」と記してある。後紀をそのまま信用すれば、田村麻呂が勲2等になつたのは、23年8月かそれ以前のものと解されるのである。但し、23年8月以前には勲2等に叙せられたことも、勲2等になつていたという明証も全く求めることはできない。しかるに補任は勲2等叙勲の年月を大同元年とし中納言に任じた日と同日なりといつてゐることは後紀と矛盾する。

勲位は軍功に授けるべきものであることは、軍防令に明文がある。しかして勲2等は従3位に准ずべきものであることは官位令に規定するところである。田村麻呂は辺境に軍功を立て、特旨をもつて従4位上から従3位に昇躍したのは、延暦20年11月であり詔すら賜つてゐるのであるから、勲位は正に勲2等に相当するのである。故に5年後になつて、中納言に任ぜられた大同元年の同日を以つて勲2等にならなければならぬ理由は毫もない。更に不思議なことには、勲2等叙勲が大同元年であつたとすると実は大同元年には征戦が全くないのである。前年にあたる延暦24年にも征戦がない。更に前年の23年にも征戦がない。征戦のないのに叙勲はありえないのである。さて、延暦20年という年についてみると、この年の2月に田村麻呂は節刀を賜り征途につき、9月に夷賊討伐を言上し10月に帰還し節刀を朝廷に進めている。従3位の昇躍をうけたのは11月である。この時一般にも授位があり、翌21年の正月まで征夷に靈験があつた陸奥国3神や従軍將士に対する叙位叙勲が行われている。従つて、田村麻呂の勲2等叙勲は延暦20年末から21年正月までの間であると考えられるのであるが、この結論は間接的推論に止まるものであつて、叙勲の年月日を明確にあげることができないので、第1表においては、仮りに補任に依つて、疑を存しつつも大同元年4月の年月にかかげておくことにした。

⑦ 後紀によれば、田村麻呂が中納言に任じたのは大同元年4月辛亥（18日）である。補任も全く同様である。しかるに伝記には「弘仁元年叙正3位、任中納言」とあつて、ここに5年の差があ

る。これは後紀と補任が正しく、伝記が誤っている。その理由を次に述べる。

田村麻呂は弘仁元年以前において既に中納言に任じていた明証が後紀大同元年4月甲寅(21日、任中納言の3日後にあたる)条に「中納言従3位坂上大宿禰田村麻呂為兼中衛大将」とある。補任も大同元年以降は大納言に任じた大同5年(弘仁元年)まで一貫して中納言の欄に田村麻呂を記載している。更にいうならば弘仁元年は、任中納言でなくて、大納言に任じた年である。即ち、弘仁元年にいたつて上皇(平城)と嵯峨天皇の不和が顕著となり、水鏡によればこの年の9月「10日丁未畿内の兵を召し集め給ひしかば、御門(天皇のこと)関をかためしめ給ひて、田村麻呂の中納言の大将と申ししを、俄に大納言になし給ひてき」とあるが、後紀弘仁元年9月戊申(11日)条にも「大納言正3位坂上大宿禰田村麻呂」とあつて水鏡の記事を裏付けている。

⑧ 些細なことであるが、田村麻呂が正3位になつた日付が後紀と補任とは合致しない。後記は大同4年3月乙亥としている。3月の朔は丙午であつたから乙亥は30日である。しかるに補任は29日としている。この部分の後紀は幸にも現存しているので、後紀について検討してみると、29日には叙位のことは全くみえていない。そして30日条に田村麻呂以下4名の叙位が記載されている。後紀によれば30日の叙位というのは信がおけるように思う。しかるに4名のうち田村麻呂・藤原葛野麻呂・菅野真道については補任はそれぞれの項において29日の叙位と記し、一貫した態度をとっている。これは公式令にもある如く、授位記式作成上の事務手続に日数を用することから発生したものであろう。従つて、後紀と補任とで1日日付が相異していることは本質的な問題ではない。

但し、伝記が「弘仁元年叙正3位、任中納言」と記して、田村麻呂の正3位叙位を弘仁元年としているのは明らかに誤りである。その理由は⑧の項において先に述べたことによつて確實である。伝記が任中納言を弘仁元年にかけて記載していることも誤りであることは⑦において述べた通りである。従つて伝記の「弘仁元年叙3位、任中納言」という記事は何らかに因る誤写誤伝か錯簡である。

第1表を作成するにあつて必要と考えられた解説を以上で終つたので、これから第1表を基盤として田村麻呂の関与参劃した征夷開発事業について述べるべき段階にきたのであるが、その前に田村麻呂関係史料について若干触れておきたい。それは主として田村麻呂伝記と続日本記・日本後紀のことである。

### Ⅲ 関 係 古 文 献

田村麻呂関係の古い文献は数々あるが、前節においてその閲歴を検討して第1表を作成したので、第1表に主として関係のある古文献について若干の考察を述べてみることにする。

#### (1) 田村麻呂伝記

本書は新校群書類従第3巻・改定史籍集覧第12冊に収められているので周知知られている。しかし、本書の解説はあまりなされていない。古くは村井量令の群書備考にも濳れ、佐村八郎の国書解題にも濳れている。平凡社の「史籍解題」にも濳れている。本書を収録している群書類従と史籍集覧の解題にも矢張り濳れている。

詳しい解題が少いにもかかわらず、その史料的価値については高く評価され「本書によつて日本後紀の欠点を補ふに足るものがあるから必読すべきである」<sup>1)</sup>と考えられ、「上代では……功臣の家伝の編輯は令制では式部省の任務の一つであるが、現存する当時の伝記としては大職冠伝・武智麻呂伝・和氣清麻呂伝・坂上田村麻呂伝(以上群書類従所収)・橘逸勢朝臣伝・参議保則伝(以上

1) 大森金五郎, 史籍解説, 147頁。

統群書類従所収)及び恒良親王伝等があり」<sup>1)</sup>として、上記の諸伝記と並列して考えられてきた。

本書は史料価値において高く評価されながら、文献的解説は余りなされなかつたのは、大江匡房の江談抄に「田村麻呂卿伝者弘仁御製也」とあり、藤原実冬の有名な本朝書籍目録にも「田村伝」がみえているので、問題は自明なものと考えられていたからであろう。それから分量からいっても、本書は諸伝記に比べて誠に少く、本文僅か 570余字、細字註文の80余字を加算しても 660余字にすぎないために関心をよばなかつたものであろう。

本書が嵯峨天皇の御撰であるという江談抄以来の説に疑問を近く投げかけたのは、和田英松博士であつて、「『田村伝、師能書』坂上田村麻呂の伝記なり、師能とあるはいかなる意にか、師能の書写したるよしなるべし。師能は如何なる人か、源師房の孫に左中弁師能あり。群書類従に収めたるものは嵯峨天皇の御撰としたる説あれど、天皇宸製の論贊によりて、あやまりたるものなり、そのよしは、皇室御撰之研究<sup>2)</sup>に記したり」とその著本朝書籍目録考証でのべている。今、和田英松博士の指摘の後をうけて、田村麻呂伝記の内容を検討し、御撰説の不審なる点を次にあげてみよう。

- 1 本書に「延暦14年征夷大將軍正4位下近衛中將越後守」とあるが、前節③において既に述べた如く誤りである。田村麻呂が征夷大將軍のうちの副將軍になつたのは延暦10年であるし、大將軍になつたのであれば16年であり、そのいずれにもせよ本書のいう14年ではない。正4位下という位階も違つている。14年2月に従4位下に叙し、従4位上に叙したのは17年であるからである。近衛中將というのも誤りである。田村麻呂が権中將になつたのは18年であり、中將に転じたのは20年である。従つて少くも17年前において、中將になつた筈がない。14年に越後守となつたというのも誤りである。それは9年のことであるからである。詳しくは③を参照されたい。
- 2 本書は延暦「23年正月補陸奥出羽按察使」と記してあるのも誤りである。その理由は前節⑤において述べた如くである。
- 3 本書に「弘仁元年叙正3位任中納言」とあるのも誤りである。叙正3位は大同4年であり、任中納言は大同元年である。これらの考証は前節⑦において述べた如くである。
- 4 本書に「栢原天皇第8皇子葛井親王者、大納言女従4位下春子女御之所生也」とあつて葛井親王を桓武天皇の第8皇子としている。しかし、文徳実録の嘉祥3年4月己酉(2日)条をみると、葛井親王薨去のことを述べて「親王桓武天皇第12子也、母大納言贈正2位坂上大宿禰田村麻呂之女、従4位下春子也」と記し、葛井親王を第12皇子としている。本書と文徳実録とは一致しないのである。但し、俄に文徳実録を正しいとし、伝記を誤りとはいひがたい。何故ならば文徳実録のこの記事にも誤りがあるからである。その第1点は田村麻呂の贈位は従2位であるのを贈正2位と誤記している。第2点は三代実録によれば、仲野親王も桓武天皇の第12皇子とあつて、文徳実録のこの記事と矛盾しているのである。

そこで、葛井親王と仲野親王との年令を検討してみると、前者は嘉祥3年(850)に51才で歿し<sup>3)</sup>、後者は貞観9年(867)に76才で歿しているので<sup>4)</sup>、仲野親王は葛井親王よりも8年の年長者である。従つて文徳実録か三代実録か、そのいずれかの文に誤りがある。この点とはともかくとして、桓武天皇の皇子13人のうち、その年令の判明する方々を大日本史列伝についてみると、葛井親王よりも年長であられる方々として葛原・賀陽・佐味・大徳・仲野・大田・坂本の7親王と良岑朝臣安世の8人を数えることができるし、年幼と推定される方々には伊予

1) 栗田元次、綜合国史研究、上巻、451～2頁。  
2) 和田英松博士、皇室御撰之研究、901～2頁においても、ほぼ同様なことを述べてある。

3) 文徳実録、嘉祥3年4月条。  
4) 三代実録、貞観9年正月条。





















































































































